

移住ファミリー家賃補助金



【制度の趣旨】

移住した家族の経済的負担の軽減及び子育て世帯の生活を応援するため、市内の民間賃貸住宅に転入した若者夫婦世帯又はひとり親世帯に対し、予算の範囲内において家賃の一部（最大2万5千円）を補助します。

【対象期間】

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。



【補助対象者】

- (1) 若者夫婦世帯：市内の民間賃貸住宅に居住し、市に転入をした日前1年間において他の市区町村に住所があった者がいる夫婦世帯又は那須烏山市パートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた方のうち、いずれか一方が41歳未満の同居世帯。
- (2) ひとり親世帯：市内の民間賃貸住宅に居住し、市に転入をした日前1年間において他の市区町村に住所があった次に該当する50歳未満の者で、同居する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養する世帯。
 - ①配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻をしていない者
 - ②婚姻によらず父又は母となり、現に婚姻をしていない者

【交付要件】

- (1) 賃貸借契約を締結した日以降に市内の民間賃貸住宅に居住した補助対象者であること。
(社宅、官舎等、契約者が本人以外の住宅及び3親等以内の親族が所有する住宅は対象外です。)
- (2) 現に居住する民間賃貸住宅の所在地に世帯全員が住民登録をしていること。
- (3) 現に居住する民間賃貸住宅の家賃の滞納がないこと。
- (4) 世帯員に納期が到来している市税及び使用料その他市の税外収入金の滞納がないこと。
- (5) 生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) この補助金の交付を受けた日から1年以上継続して市民として市内に居住し続ける意思があること。
- (7) 国、県その他の地方公共団体から家賃補助を目的とした補助金等の交付を受けていないこと。

【申請期限】

本市に転入した日から1年以内に申請書類をご提出ください。

【補助金額】

金額は月額とし、基本額と子育て加算の合計額（最大2万5千円）を申請日の翌月から最長12箇月間交付します。

基本額	実質家賃（共益費、駐車場料金を除く。）から住居手当を控除した経費の2分の1以内の額（限度額2万円）
子育て加算	申請日において満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養する場合、1人につき1千円を加算します。 また、申請後、新たに子が世帯員となった場合は、住民登録日の翌月から加算します。

